

## 令和6年度 民間福祉団体活動推進事業実施要領

### 1 目的

社会福祉法人熊本県社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、熊本県社会福祉振興基金により、民間福祉団体が実施する先駆的な新規事業並びに各種大会等に対して助成を行い、民間福祉団体活動を促進し、活力ある地域福祉活動を推進することを目的とする。

### 2 助成対象となる民間福祉団体

民間の非営利団体で、高齢者・障がい者・児童・子育て世帯・生活困窮者等を対象とする地域福祉活動を行う団体とする。

### 3 助成対象事業及び助成金額

#### (1) 民間福祉団体活動助成

県内の民間福祉団体が実施する新規事業（研修会を含む）とする。

助成率及び上限額は、次のとおりとし、予算の範囲内で助成する。

ア 申請事業の助成対象経費のうち、3分の2以内を助成する。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

イ 助成の上限額は50万円とする。

ウ 助成対象事業は原則として単年度事業とする。

エ 継続事業を実施する必要がある場合は、当該年度を含めて3年以内に関り助成の対象とすることができるものとする。

#### (2) 各種大会助成

県内の民間福祉団体が主催する九州ブロック大会や全国大会とする。

助成の上限額は、原則として次のとおりとし、予算の範囲内で助成する。

ア 九州規模は10万円とする。

イ 全国規模は15万円とする。

### 4 助成対象経費

助成金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 報酬
- (2) 諸謝金
- (3) 旅費交通費
- (4) 消耗品費
- (5) 器具什器費
- (6) 印刷製本費
- (7) 通信運搬費
- (8) 賃借料
- (9) 業務委託費
- (10) 保険料

### 5 助成対象事業等の制限

次の事業等や公的助成の対象とならない。ただし、各種大会への助成は

除く。

- (1) 民間福祉団体活動助成については、他機関、団体から補助、公的助成等が行われる事業
- (2) 法人・団体等の管理運営維持に関する経費（日常業務にかかる人件費、家賃などの経常資金）並びに会議、大会及び研修会等への参加経費及び派遣旅費

## 6 申請期間

令和6年5月1日（水）から令和6年5月31日（金）までとする。

なお、この期間の申請に伴う助成額が予算に達しない場合、追加募集することがある。

## 7 審査

応募要件及び事業内容について、本会で審査し選考する。

## 8 助成方法

本会が別に定める令和6年度熊本県社会福祉振興基金助成金交付要項（以下「交付要項」という。）の定めるところによる。なお、助成金の申請にあたっては、別添の手引きを参照のうえ同交付要項第3条に規定する書類に加えて、別紙「自己評価表」を提出するものとする。

## 9 その他

- (1) 助成先の法人名・団体名・所在地・助成事業の内容について、本会の機関紙及びホームページ等により公表することがあるため、申請法人・団体はこのことを了承のうえ申請するものとする。
- (2) 本会は申請法人・団体による申請にかかる提出書類は返却しないものとする。
- (3) 本会が選考のために必要と認めた場合は、申請法人・団体に対し、さらに詳しい書類の提出を依頼、または、訪問等による調査を実施する。
- (4) 本会は助成先に対し、助成後3年間について、活動状況等についての調査をすることがある。
- (5) 本会は助成先が次に該当する場合、助成金の交付停止もしくは返還を求めることがある。
  - ア 助成金の用途等の申請内容に虚偽があることが判明した場合
  - イ 申請事業を取りやめるなどにより、当初の目的を達成できないと本会が認めた場合
  - ウ 助成の対象について、重複して他の資金助成を受けた場合
- (6) 助成金の交付を受けた助成事業者は、事業完了後、本会に交付要項第7条第2項に規定する助成金事業収支精算書提出時、経費の支出に係る領収証の写しを添付するものとする。

### 附 則

この要領は令和6年4月3日から施行する。